

LAWS(自律型致死兵器)の CCW(特定通常兵器禁止制限 条約)における規制に関する結論の可能性について¹

金子 紘和

はじめに

近年無人兵器とは一線を画し、既存の国際法では十分な規制をすることができない可能性がある兵器として、自律兵器システム(Autonomous Weapons Systems: AWS)の存在がクローズアップされるようになってきた。

AWS はただの無人兵器と違い、端的に言えば兵器自体に AI 等が搭載されているもので、赤十字国際委員会(International Committee of Red Cross: ICRC)はこれを「重要な機能に自律性を備えた、人間の介入なく目標選定、追跡及び攻撃に関する一連の過程を遂行しうるもの」²とし、米国は「一度起動すると、人間のオペレータによる更なる介入なしにターゲットを選択して交戦できる兵器システム」³としている。

我が国も、「生物兵器、化学兵器及び通常兵器についても、LAWSを含め、多国間での取組、ルール作り等に積極的に取り組む」⁴として自律型致死兵器システム(Lethal Autonomous Weapons Systems: LAWS)の分野における新興技術に関する国際的な関与を示す一方、「有人アセットに加え、無人アセット防衛能力も強化すること等により、様々な防衛能力が統合された防衛力を構築していく」⁵としており、その規制とは無縁ではない。

¹ 本稿は、2022 年に上梓した拙著「自律型致死性兵器システム(LAWS)の規制を巡る各国の理解の共通点と相違点—Guiding principles に関する各国の主張の分析を中心に—」を一部再構成、追記したものである。

² ICRC, *Characterization of the systems under consideration in order to promote a common understanding on concepts and characteristics relevant to the objectives and purposes of the Convention*, 2018, p. 8, [https://unoda-documents-library.s3.amazonaws.com/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Group_of_Governmental_Experts_\(2018\)/Chart.1%20](https://unoda-documents-library.s3.amazonaws.com/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Group_of_Governmental_Experts_(2018)/Chart.1%20).

³ United states of America, “CCW/GGE.1/2017/WP.7”, *Characteristics of Lethal Autonomous Weapons Systems*, Nov 10, 2017, p. 3, para. 12, [https://docs-library.unoda.org/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Group_of_Governmental_Experts_\(2017\)/2017_GGEonLAWS_WP7_USA.pdf](https://docs-library.unoda.org/Convention_on_Certain_Conventional_Weapons_-_Group_of_Governmental_Experts_(2017)/2017_GGEonLAWS_WP7_USA.pdf).

⁴ 国家安全保障会議「国家安全保障戦略について」令和 4 年 12 月 16 日、15 頁。

⁵ 同上、17 頁。

このように AWS は省人化や攻撃の精密化などに関する軍事的利益が大きいため、我が国のみならず多数の国でその研究が行われているが、人間の手を離れた自律的行動が人間の意図しない結果を生じる可能性はないとは言いきれない点に問題があるとされる。

そのような懸念から、AWS が存在しない限り生じるはずのない新たな犠牲や損害を回避するために、先制的にこれを禁止することが主張され、特に AWS のうち、人間を殺傷することを任務とする LAWS の分野における新興技術に基づく兵器に関し、特定通常兵器禁止制限条約(Convention on Certain Conventional Weapons: CCW)の枠組みにおいてその規制に関する議論が開始された。

当該議論は約 10 年にもわたって行われているところ、LAWS が未だ現存しない兵器であることもあり、規制はおろかその定義にすら共通理解がない状況にある。

そんな中、2019 年に CCW 締約国の間において、LAWS を今後どのように扱うのかにつき、一定程度の共通理解を示した成果物として Guiding principles⁶が採択、承認されており、現在その緻密化と更なる発展が検討されている。

本稿は、1 及び 2 において LAWS の議論の経緯について説明し、3 から 6 において LAWS の議論のうち結論を得るために重要と考えられる論点を整理し、7 においてほかに論点となりうる事項を検討し、本稿の総括において各種検討事項をもとに結論を述べる。

1 LAWS を巡る規制に係る議論の経緯⁷

(1) CCW が成立するまでの経緯と内容

ア CCW の現状

CCW は 11 条の条約本体と個別の兵器に関する 5 つの議定書から成る枠組み条約で、その当事国となるためには、付属議定書のうち 2 つ以上に拘束されることに同意することが必要とされている。

⁶ 「指導原則」と訳す例もあるが、日本語訳すると他の原則と混同する可能性があるため、本稿ではこれを固有名詞として扱う。

⁷ 経緯については、これまでに発表されている先行研究において詳細に検討されているため、ここでは必要最低限の記載に留める。例えば、岩本誠吾「特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の現状と課題」『軍縮研究』Vol.5、2014年7月、5-16頁、<http://www.disarmament.jp/pdf/review05.pdf>。(2021年4月アクセス)など。

CCW は、5 年に 1 回 CCW 運用検討会議を行うほか、運用検討会議が開催される年を除いて CCW 締約国会議が開催されており、その下部機関として政府専門家会合(The Group of Governmental Experts on emerging technologies in the area of LAWS: GGE)や非公式専門家会議が設置されることがある。

なお、CCW は第 2 次世界大戦後初の特定の通常兵器を規制する条約として採択された条約であり、その採択時には付属議定書 I から III が合意され、さらに 2003 年までに議定書 IV 及び V が採択され、現在までこの体制が継続している。

イ CCW の枠組み外の条約から生じた問題

CCW の枠組み内の条約とその枠組み外の条約との関係の問題については、例えば対人地雷とクラスター弾に係る禁止条約が実例として存在する。

対人地雷については、条約成立時の議定書 II の規定に例外規定があり、その例外規定が地雷危機への対処を阻害するとの考えから、対人地雷の厳格な使用要件を定めた改正議定書 II が採択された。

これは、締約国の使用規制に係る受容性の限度がコンセンサスの限度であることになるから、その程度が不十分として国際 NGO 等から批判が生じ、後年対人地雷禁止に賛成する有志国は、CCW の枠組み外においてその禁止を定めたオタワ条約を採択した。

この場合は、まず相応な規制の程度を有する CCW の議定書(議定書 II) が採択され、その後有志国の中で CCW 枠組み外の高度な規制を有する条約が成立したことから、対人地雷に関し、相応の普遍性を持った制限を現出させることができた。

一方のクラスター弾については、CCW において相応の普遍性を持った議定書が採択される前に、有志連合による枠組み外の条約である、高度な規制を持ったオスロ条約が採択された。

結果、高度な規制を受容した有志国が CCW の相応な程度にとどまる規制に満足するはずもなく、結果 CCW における議論が頓挫してしまったため、現状普遍的な規制がない状況にある⁸。

⁸ 同上、8-11 頁。

(2) 非公式専門家会議及び GGE の概要

ア 会議等の概要

非公式専門家会議は、2013 年 CCW 締約国会議において新たに LAWS の分野における新興技術に関する協議を行うことの決定が契機となって設置されたもので、2017 年以降は GGE として活動している。

その具体的な活動は、その年の GGE における結論や推奨事項 (Recommendation)などを CCW 締約国会議(年によっては CCW 運用検討会議)に報告し、締約国会議において翌年以降のマנדート(Mandate)と日程を決定する、という流れで概ね毎年継続している。

GGE においては、後述するように 2019 年に LAWS に関する国際的な指針(Guide)である Guiding principles が採択されたほか、各年ごと議題 (Agenda)に基づいて議論がなされてきたことが確認できる。

イ 2022 年の会議等の概要

(ア) 2022 年のマנדート

「CCW の既存の議定書の例を考慮に入れること、LAWS の分野における新興技術に関する勧告及び結論に基づいて構築し、法律、軍事、及び技術面に関する専門知識をもたらす、規範的かつ運用上の枠組み(The Normative and Operational Framework)⁹に関連するその他の選択肢を考慮に入れることを含んだコンセンサスによる、可能な措置の提案及び精緻化の検討」が採択された¹⁰。

(イ) 第 6 回 GGE で行われた議論の内容

LAWS の分野における新興技術に関して行われた議論の例として、上梓の時点において確認することができた最新の会合である第 6 回 GGE においては、以下の内容が議論されていることが確認できる。

A ①法的拘束力のない文書を追求すること、②国際法、特に国際人道法 (International Humanitarian Law: IHL /武力紛争法と別の概念として論じる例もあるが、本稿では同一のものとして扱う)の下での既存の義務の履行を明確化すること、③IHL に基づく禁止及び規制を追求すること、④現状以上の法的措置は必要ないという考え方、という 4 つの選択肢に関すること。

⁹ 現時点でこれがどのような形でアウトプットされるのかは明確ではないが、Guiding principles と同様、「最終的な選択肢」ではない国際的な規範として成立することが考えられる。

¹⁰ GGE, *Non-paper by the GGE chair*, Mar, 2022, <http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/chair-non-paper.pdf> .

- B 戦争の方法及び手段を選択する権利は無制限でないこと。
 C 国家のすべての国際的な違法行為は、国際法に従い、その国家に国際的責任が生じること¹¹。

2 Guiding principles の採択の概要と本稿で扱う論点の細目

(1) Guiding principles の採択の概要

第 2 回 GGE (2018 年)において 10 項目から構成される Possible Guiding principles が採択されたのち、翌年の第 3 回 GGE において 1 項目(原則 k) が追加され、Guiding principles として採択された。

なお、Guiding principles とは、表 1 のような内容である。

表 1 Guiding principles の概要について

原則	内容
原則 a	国際人道法は、LAWS の開発と使用の可能性を含め、すべての兵器システムに引き続き完全に適用される。
原則 b	責任(Responsibility)を機械に移すことはできないため、兵器システムの使用に関する決定につき、人間の責任は維持される。これは、兵器システムのライフサイクル全体にわたって検討する必要がある。
原則 c	様々な形態を取り、兵器のライフサイクルの様々な段階で実装される可能性がある人間と機械の相互作用(Human-machine interaction)は、LAWS の分野における新興技術に基づく兵器システムの潜在的な使用が、適用される国際法、特に IHL を遵守していることを確認する必要がある。 人間と機械の相互作用の質と程度を決定する際には、運用状況、兵器システム全体の特性と能力など、様々な要因を考慮する必要がある。
原則 d	CCW の枠組みの中で新兵器システムを開発、展開(Deployment)、使用する説明責任(Accountability)は、人間の

¹¹ GGE, "CCW/GGE.1/2022/CRP.1/Rev.1", *Report of the 2022 session of the Group of Governmental Experts on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems*, Jul 29, 2022, pp.3-4, paras. 17-19. <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/08/CCW-GGE.1-2022-CRP.1-Rev.1-As-Adopted-on-20220729.pdf>.

	指揮統制の責任ある連鎖(Chain of human command and control)内でのそのようなシステムの運用を含め、適用される国際法に従って確保されなければならない。
原則 e	国際法の下で国家の義務に従い、新兵器、戦争の手段または方法の研究、開発、取得または採用において、それを使用するにつき、一部またはあらゆる状況において、国際法によって禁止されるかどうかの決定がなされなければならない。
原則 f	LAWS の分野における新興技術に基づいて新兵器システムを開発または取得する際は、物理的防護、適切な非物理的保護手段(ハッキングやデータのなりすましに対するサイバーセキュリティを含む)、テロリストグループによる取得のリスク、及び拡散のリスクを考慮する必要がある。
原則 g	リスク評価と軽減方法は、あらゆる兵器システムにおける新興技術の設計、開発、試験、及び展開サイクルの一部である必要がある。
原則 h	IHL 及びその他の該当する国際的な法的義務の遵守を維持するために、LAWS の分野における新興技術の使用を検討する必要がある。
原則 i	潜在的な政策措置(Potential policy measures)を作成する際に、LAWS の分野における新興技術は擬人化(Anthropomorphized)されてはならない。
原則 j	CCW の文脈内で行われる議論及び潜在的な政策措置は、知的自律技術(Intelligent autonomous technologies)の平和的使用の進歩またはアクセスを妨げるべきではない。
原則 k	CCW は、軍事的必要性和人道的配慮のバランスをとろうとする条約の目的と意義の文脈の中で、LAWS の分野における新興技術の問題に対処するための適切な枠組みを提供する。

(出所) Guiding principles を元に筆者作成

(2) Guiding principles に対するコメントの提出

Guiding principles の採択は表面的な文言に対する合意として辛うじてコンセンサスがなされたという側面もあり、その細部の解釈はおろか、Guiding principles が一体どのような意義を持つものであるのかということ自体にも共通の認識があるとは言えない状況にあった。

そこで、各国の解釈の差異を正しく認識し、また共通理解を促進するため、議長は締約国に対し、国家レベルでの Guiding principles の運用に関するコメントリ(Commentary)の提出を求め¹²、これに多数の国が応じたことから¹³、LAWS の分野における新興技術に関する各国の認識がより明らかになっていった。

(3) 本稿で検討する Guiding principles に起因する論点

Guiding principles は 2019 年に GGE で採択、承認された原則であるため、少なくとも記載された文言についてはコンセンサスがあることが前提になる。

しかし、実態として各国の Guiding principles に対する認識に相違があることが議長によって指摘されており¹⁴、その認識の違いを明らかにするためには、各国等が GGE に提出した文書、特に各国の提出割合が高いコメントリの比較検討が役に立つと考えられる。

そこで、本項では Guiding principles のうち、その性質から LAWS の禁止制限の考え方につき、特に根幹的な要素であると考えられる原則 b(人間の責任)、原則 c(機械と人間の相互作用)、原則 d(説明責任)を整理検討することでその現状を検討する。

また各原則の文言自体には明示はないが、前述した原則と同様に、①各国の Guiding principles 自体の存在意義の認識と、②それに関連する LAWS の分野における新興技術に関する規制、制限に関する最終的な選択肢¹⁵についても、重要な位置を占めることとなるので、これについても次項以下において各国の認識の比較検討を行う。

¹² GGE, *Non-paper by the GGE Chair*, Mar, 2020, p.2, <http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2020/gge/documents/non-paper-chair.pdf>.

¹³ 前注 12 という形での議長の問いかけに対し、締約国が Commentary としてそれに対する回答を提出した。なお、このコメントリ以外にも、後年 Contribution や Guiding Question 等という形で議長からの問いかけに各国等が回答した例が存在する。以後の項にある分類は、このコメントリ等の各国提出のワーキングペーパーを基に抽出しているが、これを全て引用するとそれだけで膨大な量となるため、必要最低限を除き割愛する。

¹⁴ GGE, *Non-paper by the GGE Chair*, 2022, p. 1.

¹⁵ LAWS に関する新興技術を、条約や政治的宣言、IHL による現状維持など、いかなる方法により規制するのかが選択肢(Option)としている。

3 Guiding principles の存在意義に関する各国の認識の相違

Guiding principles は 2019 年に採択、承認されたということもあり、その存在自体を完全に否定する国等は見受けられないが、その存在意義の認識については相違が見られる。

大きくは Guiding principles に十分な効果を見出す立場と Guiding principles よりも「規範的かつ運用上の枠組み」、またはその先の措置に効果を見出す立場(以下「Guiding principles 以外のものにより効果を見出す立場」という)との対立が見られ、概ね表 2 のような国がそのような主張を行っている。

なお、我が国は提出文書において Guiding principles についての評価を明示していない。

表 2 Guiding principles の存在意義の認識に係る相違と主張国等について

Guiding principles の存在意義の認識	当該認識を主張する国等
Guiding principles に十分な効果を見出す立場	米国、イタリア、オーストラリア、オランダ、ドイツ、ロシア、中国、EU、イギリス、フランス等
Guiding principles 以外のものにより効果を見出す立場	オーストリア、ベルギー、ブラジル、チリ、アイルランド、ルクセンブルク、メキシコ、ニュージーランド、コスタリカ、コロンビア、スイス、パナマ、ベネズエラ、ポルトガル、エクアドル、キューバ、フィリピン、シエラレオネ、ウルグアイ、ICRC、Campaign to stop killer robots(CSKR) ¹⁶ 等

(出所) 各国 Commentary 等を元に筆者作成

(1) 各立場の主張の比較

ア Guiding principles に十分な効果を見出す立場の主張

この立場は、Guiding principles により LAWS の分野における新興技術

¹⁶ 自律型のキラーロボットに反対する NGO の 1 つ。特に機械が人間を殺害するために人間をデジタル化することを「人間性の喪失」と見做し、これを批判している。

に基づく兵器システムを運用、規制することは、十分な効果があるものと見做している。

特に、Guiding principles を有用なものとして見做した上で、当該原則を遵守することが少なくとも現行の規制を遵守することにつながるから、自国の国家実行(グッドプラクティス)という形を含み、国内措置において Guiding principles を実現していることを主張する国も多数存在する(米国、イギリス、オーストラリア、ドイツ、ロシア等)。

また、Guiding principles 自体に十分な効果を見出しつつも、その検討の先にある「規範的かつ運用上の枠組み」を策定することについて言及している国もあるところ(イギリス、フランス等)、後年の LAWS の分野における新興技術に関する議論を追う限り、この立場をとる国も「規範的かつ運用上の枠組み」に関する議論に参加している状況にある。

さらに、現在の GGE のマンデートにもそのような言及があることから¹⁷、これらの国は Guiding principles に十分な効果を認めつつも、「規範的かつ運用上の枠組み」の策定に否定的な考え方を持っているというわけではないことが確認できる。

イ Guiding principles 以外のものにより効果を見出す立場の主張

この立場は、Guiding principles の国内運用に相応の効果があるとしてもその効果は十分でなく、十分な効果が見込める「規範的かつ運用上の枠組み」の策定こそ重要であるという考えに至っており、Guiding principles の採択が GGE の作業の終着点や目的ではないことを明確に主張する国らが多数存在している(オーストリア、CSKR、ICRC 等)。

同時に Guiding principles は将来的な作業の基盤として有用であるという捉え方をする国もある(ICRC、スイス、パナマ、フィリピン等)。

一方で、Guiding principles それ自体では(条約などの)法的拘束力のある手段にとって代わることができないことを主張する国等もあるところ(パナマ、キューバ、CSKR 等)、Guiding principles の存在意義に関連する項目以外の各国の主張を俯瞰すれば、「規範的かつ運用上の枠組み」の策定を追求した上で更なる規制手段を求める立場も見られる。

¹⁷ GGE, “CCW/GGE.1/2021/CRP.1”, *Draft Report of the 2021 session of the Group of Governmental Experts on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems*, Dec 8, 2021, p. 1, para. 1, <https://reachingcriticaiwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2021/gge/documents/draft-report-final.pdf>.

(2) 小 括

以上から、Guiding principles に十分な効果を見出す立場、及び Guiding principles 以外のものにより効果を見出す立場とも、Guiding principles の文言自体には共通理解がある前提の下、Guiding principles の効果をどのように捉えるかに関わらず、「規範的かつ運用上の枠組み」の策定の検討を行う必要性があるという認識に相違がないことは明らかである。

ただし、Guiding principles に関する認識の相違の問題はここで終わるものではなく、前述のパナマやキューバ等が言及しているように、Guiding principles を巡る認識の相違が最終的な選択肢にまで影響を及ぼしていることは明らかであり、そこにこの問題の終着点があると思われるため、後の 6 項においてこれを検討する。

4 責任及び説明責任に関する各国の認識の相違

原則 b (人間の責任) 及び d (説明責任) は採択された文言においてその対象を LAWS に限定していないため、本項はその対象を AWS として論じるものとする。

各国等は原則 b 及び d を採択、承認していることから、少なくとも AWS を開発、展開及び使用することに対する責任及び説明責任が、紛争当事者たる国または個人に帰すべきことに関する共通理解があることには異論はないものと思われる。

それにもかかわらず、責任や説明責任の問題が未だ収束しないのは、責任及び説明責任の法的根拠を「既存の国際法は十分に責任及び説明責任に対応できる根拠を IHL に求めるかどうか」、「既存の IHL では規制するに不足があるとして新たな法的手段を求めるかどうかに関する合意がないこと」に大きな原因があるものと考えられるため、以下のように分類検討する。

なお、各国の認識の相違をより際立たせるため、各国が議論を行った結果を議長が示した 2021 年の GGE 報告書にある国家責任(State responsibility)及び人間の説明責任(Human accountability)に関する記載については反対意見が確認できないため相応の共通理解があるものと見做し¹⁸、それ以外の各国の提出文書にある認識に絞って相違点の検討を行う。

この問題については、各立場ごと、表 3 のような国が主張する現状にあ

¹⁸ Ibid., ANNEX III, pp. 10-11, paras. 18-26.

る。

表 3 IHL と責任の関係性に係る立場の相違と主張国等について

IHL と責任の関係性	左主張をする国等
IHL を責任の根拠として十分と見る立場	米国、イギリス、オーストラリア、カナダ、日本、イスラエル、イタリア、ポーランド、ロシア、フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン等
IHL では責任の根拠として不十分と見る立場	アルゼンチン、コスタリカ、グアテマラ、カザフスタン、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、シエラレオネ、パレスチナ、ウルグアイ、エルサルバドル、オーストリア、ブラジル、チリ、アイルランド、ルクセンブルク、メキシコ、ニュージーランド、NAM(Non-Aligned Movement) (ベネズエラ)、ICRC、CSKR、バチカン市国、ポルトガル、中国等

(出所) 各国 Commentary 等を元に筆者作成

(1) 各立場の主張の比較

ア 責任及び説明責任に生じる問題の対比

前提として、CCW 締約国は原則 a の規定に同意しているため、全ての兵器システムが IHL による規律を受ける以上、一見そこに争いは生じないようにも見受けられるが、AWS に対して IHL がどの程度の有効性を持つのかに関する認識の相違が存在するため、原則 a 以外の解釈にも、以下のような影響が生じている。

(ア) 倫理的な問題

IHL を責任の根拠として十分とみる立場からは、原則 b が存在することから、仮に倫理的な問題が存在するとしても、AWS が生起させた様々な問題に関して国家または個人がその責任、説明責任から逃れることができない以上は、少なくとも法的根拠として IHL が十分有効に機能するという理解になると考えられる。

そこでは特に「IHL と兵器システムの開発、調達、使用に関する既存の規制の枠組みは、新しい能力を規制するのに十分すぎるほどであること」

19、及び「原則 a は LAWS に完全に適用される既存の法的及び規範的な枠組みがあることを明確に認めたもので、その枠組みには、IHL だけでなく IRL(International Human Rights Law、国際人権法)を含む国際法の他の関連する法的規定も含まれていること」²⁰という認識が示されている。

なお、この立場をとる国等は IHL が AWS を十分に規律可能である理由として、上述の国等のように国内体制の整備のほか、紛争当事者が責任の帰属から逃れられないことを挙げており、また仮に IHL の覆域外であったとしてもマルテンス条項により最低限の倫理的な担保がなされているというような主張もある²¹。

しかしそのような主張は、AWS の特性が IHL による規律に悪影響を与えると主張する国に対する直接的な回答になっておらず、さらにはイスラエルのようにもう少し踏み込んで、「LAWS の分野における新興技術に基づく兵器システムは、人間によって設計及びプログラムされたとおりに動作する」²²と、そのような技術の発達に対する制御に自信を見せる国もあるが、具体的になぜそのような危惧が生じないのかに関する説明はない。

¹⁹ United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, *UK commentary on the operationalization of the LAWS Guiding principles*, Sep 1, 2020, p. 1, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2020/09/20200901-United-Kingdom.pdf>.

²⁰ Kingdom of Netherlands, *National commentary by the Kingdom of the Netherlands regarding the national interpretation and implementation of the Guiding Principles affirmed by the Group of Governmental Experts on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons System*, Sep 2020, p. 1, para. (a), <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2020/09/NL-Comments-LAWS-guiding-principles-formatted.pdf>.

なお、LAWS に賛成する立場の例としてオランダを挙げたが、LAWS に反対する立場の国のほとんどはその提出文書のいずれかにおいて IRL の重要性について言及している。

²¹ United states of America, “CCW/GGE.2/2018/WP.4”, *Human-Machine Interaction in the Development, Deployment and Use of Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems, Submitted by the United States, Ensuring that Machines Effectuate Human Intent in Using Force*, Aug 28, 2018, p.6, para. 37, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G18/261/55/PDF/G1826155.pdf?OpenElement>.

マルテンス条項はハーグ陸戦条約の前文にある条項で、とある兵器に適用可能な条約や慣習国際法がない状況において当該欠缺を補充するために適用されることになると考えられる。同条項は提唱者の名を冠した条項で、戦争の方法・手段の選択、使用において、「人道の諸原則及び公共の良心」に基づく考慮を下すことを義務付けている。

²² Israel, *Israel Considerations on the Operationalization of the Eleven Guiding Principles Adopted by the Group of Governmental Experts*, Aug 31, 2020, p.3, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2020/09/20200831-Israel.pdf>.

この点については、LAWSを含むAWSの全容が明確にならない以上、現時点においてすべての生じうる状況に対する遺漏のない措置を明言することができないことが理由として考えられる。

また、例えAWSであったとしても、その使用の責任につき、紛争当事者として倫理的な責任から逃れることができない以上は通常兵器と何ら変わらないため、別途何らかの規制を設けなければならない動機を見出さない国からすれば、これに回答する理由がないとも言える。

一方、IHLでは責任の根拠として不十分と見る立場のほとんどの国等は、倫理、道徳的な問題から既存の国際法だけでは責任及び説明責任を果たすことができないことを指摘しており、結論としてAWSがIHLによって十分に規律できない以上、他の何らかの手段で倫理等に係る部分を規律しなければならない、という認識に至っている。

（イ）既存のIHLの弱体化

これは、既存のIHLが規律をしていないと主張する部分ではなく、現状IHLによって規律がなされている範囲がAWSの特性により浸食される問題として顕在化する。

IHLを責任の根拠として十分とみる立場からは、AWSが生起させた様々な問題に関して責任及び説明責任から逃れることができない以上は説明責任のギャップ²³は生じないから、IHLの弱体化は生起しないという理解になるものと考えられる。

一方IHLでは責任の根拠として不十分と見る立場からは、既存の兵器を使用するにあたっては生じなかった責任及び説明責任の問題がAWSを使用することにより説明責任のギャップを生じさせ、AWSの違法行為があった場合の帰責先が明確ではなくなることや、前述の倫理、道徳的問題の他に運用上の懸念として自律性などの特性が説明責任に影響するとしている。

特にパナマは、無人航空機を例示し、「ドローンによる目標殺害と超法規的な処刑に関連する調査はほとんどないが、主にこれらのシステムを規制する特定の国際的枠組みがないため、説明責任と責任の帰属先が存在しないこと」を主張している²⁴。

²³ 様々な考え方があがるが、例えばAWSは自律兵器であるため、人間がその行為に責任を負うことができなくなること等が危惧されている。

²⁴ Panama, “CCW/GGE.1/2020/WP.7”, *Chairperson’s Summary, Panama*, Apr 19, 2021, p. 66, para. 24, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G21/090/11/PDF/G2109011.pdf?OpenElement> .

(ウ) 責任及び説明責任の議論の対象物

本議題について LAWS にしか言及しない国があることは明らかであるため、議題の範囲が AWS 全体に及ぶことに全ての国の同意があるかは明確ではない。

この点 IHL を責任の根拠として十分とみる立場からは、一部の国を除き IHL により十分に LAWS が規律できることが前提にあるため、少なくとも LAWS は禁止の対象ではなく、一定の条件下、例えば有意味な人的制御の下において規制されるべき、という考え方が成り立つものと考えられる。

ただし実態としては、この立場は IHL は AWS を十分に規律しているという前提にあり、また AWS には LAWS が含まれるため、責任の対象をどのように捉えているかを問題と考えていない可能性がある。

一方 IHL では責任の根拠として不十分と見る立場には、有意味な人的制御のような何らかの条件の有無に関係なく LAWS を使用すること自体を禁止すべきとする考え方や、一定の条件下においては LAWS を使用することを認めうる、つまり禁止でなく規制すべきとする考え方が確認でき、その解釈は一樣ではないが、いずれにせよ既存の IHL では AWS を規制するには不十分であるという認識は変わらない。

(エ) 状況により責任及び説明責任を負うべき法的種別等

米国のように、「事故や機器の誤動作により、民間人及び IHL によって保護されている他の者への意図しない危害は、LAWS の分野における新興技術に関係するものを含め、IHL 自体の違反ではない」という主張があるが²⁵、この問題に対する各国の提出文書等における何らかの回答の存在は確認できない。

IHL では責任の根拠として不十分と見る立場からは、違法な影響を及ぼす可能性がある兵器を用いること自体が IHL に違反するという考え方をすることもできると考えられるが、現存する兵器の事故や誤作動により民間人等に損害が生起することにつき、これを国家責任としての賠償ではなく IHL に対する違反として処理することに各国のコンセンサスがあるとは考え難い。

よって、この場合は国家責任の下で賠償することが限度と考えられるため、当該主張は至極真当なものであると思われる。

²⁵ United States of America, *U.S. Commentaries on Guiding principles*, Sep 1, 2020, p. 5, para.(b)7, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2020/09/20200901-United-States.pdf>.

イ 責任及び説明責任を果たす方法の対比

責任及び説明責任を果たす手段については、AWS全体を議論の対象として俯瞰すれば、それぞれのIHLに関する認識に関わらず、類似する方法が主張されている。

例えば、IHLを責任の根拠として十分とみる立場からは、要員の教育訓練、兵器システムの手順、ドクトリン等の策定や一連の行為に対し具体的に責任を割り当てることなどが主張されている。

一方のIHLでは責任の根拠として不十分と見る立場からも、人間の責任とならない攻撃のために自律機能を使用するように設計せず、調査と説明責任の追跡を可能にする記録システム等を用いることや、指揮官とオペレータがシステムに応じた訓練を受けなければならないことなどが主張されており、互いに主張を否定しあうような状況にはない。

このように類似の手段により責任及び説明責任を果たすことができるという認識に相違はないものの、結局のところそれがIHLにより規律することが可能なのか、に関する認識に相違があることがわかる。

ただし、LAWSの禁止を主張する立場からは、LAWSを用いるための訓練やドクトリンの策定はLAWSを運用することが前提になってしまうため、その策定の必要性を認めないものと考えられる。

(2) 小 括

責任及び説明責任とは一体何かという点については、一般的な意味としての理解はあったとしても、各国ごと当該文言につき同一の解釈をしているとは限らない。

しかし、各国の提出文書を確認する限りは、IHLとAWSとの関係性を軸として責任等に関する持論を展開する国等が多いことが確認できるため、それをもとに各国等をIHLを責任の根拠として十分とみる立場、及びIHLでは責任の根拠として不十分と見る立場に分類し、その相違点を抽出することにより、各立場の主張の対立の顕在化を図った。

結果的には、いずれの立場にあっても、AWSを用いる状況下において、人間が責任及び説明責任を負うことを維持するにあたって、生じうる各種問題に対応するための訓練やドクトリンの策定、人的制御などの何らかの手段の必要性については相違がないことが確認された。

それにも関わらず、各立場の認識の相違及び対立が解消しない理由は、責任及び説明責任を担保するための法的根拠をIHLに求めることに対する認識に相違が存在することによると考えられる。

5 有意味な人的制御(Meaningful human control)に関する各国の認識の相違

制御に関する概念は、国によってその概念として用いられる文言は違えど機械を何らかの手段で制御しようとする事自体は同義であり、その概念として「人的制御」を用いる国が多い。

その人的制御は形の上で存在するだけでは不十分であって、その制御が有効と認められるレベルにあるかどうか問われるため、そのための質と程度の指標として「有意味な人的制御」という概念が主張されるようになった。

一方で何を以って有意味な人的制御と為すかについては、2021年のGGE報告書には、責任及び説明責任と同様、人間と機械の相互作用に関する一定程度の共通理解になりうると考えられる記述として、表4の様な例示があるが²⁶、それに対する各国の認識、解釈に関する明確な記述はない。

表 4 2021 年の GGE 報告書における相互作用の共通理解に関する記述について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①目標の種類制限 ②使用期間、地理的範囲、及び規模の制限 ③人間と機械の相互作用及び必要な介入または非活性化の要件 ④人間のオペレータに情報を提供し、兵器システムを制御できるようにするための明確な手順 |
|---|

(出所) 2021 年 GGE 報告書を元に筆者作成

この点、各国がどのように有意味な人的制御というものを認識しているかについては、これまでに提出された文書を確認する限り、概ね次のような状況にあるものと考えられる。

まず、有意味かどうかに関わらず、人的制御が必要かどうかという点については、反対する国は確認できないため、各国とも LAWS の分野における新興技術に基づく兵器を含む AWS には、何らかの人的制御が必要であると考えていることは明らかである。

次に、有意味な人的制御という文言を用いるべきか、という点については、有意味という文言を用いるかどうかに関わらず、機械を人間の意図ど

²⁶ GGE, “CCW/GGE.1/2021/CRP.1”, Annex III, p. 11, para.26.

おりに動作させるために制御を行うという認識に相違、反対がない以上、一見これにも異論は生じ得ないように見受けられる。

しかしこの点については、有意味な人的制御の概念は法律とは関係ないとした上、人的関与の形式と程度 of の概念は議論を政治化するリスクを伴うことを理由にロシアが反対している²⁷。

以上からは、ほとんどの国が有意味な人的制御の必要性を認識していることが確認できるが、実質的に何をすれば有意味な人的制御となるのかが見えてこない。

この点、前項の責任の論旨のように、AWS を用いるにあたり有意味な人的制御を行うことをもって AWS が IHL によって規制されているとみることができるといふ観点や、致死性及び自律性の程度から各国の立場を分類することもできるが、それは人的制御を別の概念を用いて解釈するに留まるものであり、何が人的制御となるのかを明らかにするという本旨に合致しないと考えられるため、次のような観点から検討を行う。

（1）有意味な人的制御として検討される可能性のある要素について

各国の認識する有意味な人的制御の概念は全く同一ではなく、具体的に何を以って有意味な人的制御と認識するのかを完全な形で分類することは難しい。

特にこの分類を困難とする原因は、各国の提示する諸条件が必要条件であるのか十分条件であるのかが明示されていないことに起因している。

つまり、提示した条件が十分条件として提示されたものと理解するのであれば、条件のうちどれかを満たせばそれは有意味な人的制御下にあるということになり、ある程度の分類も可能となるが、これが必要条件として提示されたものと理解するのであれば、当該条件をすべて満たさない限り有意味な人的制御下になくことになるため、その分類が困難になる。

各国より提示された人的制御に関連する条件は一連の提出文書から確認できるだけでも相応の種類が確認できるが、概ね表5のような分類ができるものと考えられる。

²⁷ Russia, *Considerations for the report of the Group of Governmental Experts of the High Contracting Parties to the Convention on Certain Conventional Weapons on emerging technologies in the area of Lethal Autonomous Weapons Systems on the outcomes of the work undertaken in 2017-2021*, Jun 2021, p. 3, https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2021/06/Russian-Federation_ENG1.pdf.

表 5 制御手段の例について

制御手段の例	項 目
具体的な制御手段	①重要な機能(Critical functions)を制御すること ②人的介入を可能とすること ③追跡機能を装備すること ④自己進化を防止すること ⑤事前の厳格な試験、訓練、ドクトリン策定をすること ⑥インターフェイスを容易にすること、等
概念的な制御方法	⑦制御の方法を限定しないこと ⑧制御すべき兵器のライフサイクルの範囲を決定し明確にすること ⑨空間的及び時間的に AWS を制御すること ⑩信頼性及び予測可能性を維持すること ⑪意思決定要素が人間に残るようにすること ⑫人的制御のない AWS を禁止制限すること ⑬倫理、道徳的判断を人間が行うようにすること ⑭機械の人間に対する従属性を維持すること、等

(出所) 各国の提出文書を元に筆者作成

各国はその主張において、必要、十分条件の考え方はさておき、少なくとも上記に列挙された事項のほとんどについて「これを行うことは有意味な人的制御には該当しない」というようなことを提出書面において展開していない。

つまり、各国は列挙した上記の各項目を制御しても人的制御に該当しない、という否定的な主張はしていない。

一方で、絶対に必要と考える制御方法が満たされない場合には有意味な人的制御があるとは認められない。例えば①の重要な機能は絶対に要件から外すことができないとの理解や、⑦の制御の方法を限定しないこと、⑧の制御すべき兵器のライフサイクルの範囲を決定し明確にすること、という考え方について、各国から提出された作業文書を確認する限り相違点が存在することが確認できる。

以上のように、必要とする大枠の制御手段がまとまらない故に具体的な人的制御の条件の検討に進まない原因となっている可能性がある。

よって本項では、そのことが他と比較して色濃く抽出できると思われる、手段としての「重要な機能」に関することを中心に、人的制御の認識の相

違がどのような状況にあるのかを明らかにする。

(2) 各国の「重要な機能」の認識に関する立場の比較

兵器システムの重要な機能に関する議論はLAWSの特徴である自律性の問題から発展したもので、完全自律と半自律の区別にも関係する問題でもあった²⁸。

この議論は「人間の関与」、及び「人間と機械のインターフェース」に関連してLAWSを検討することの重要性に繋がり、致命的な目標選定機能に対する人的制御を維持する必要性から、攻撃の意思決定と判断は機械が人間に取って代わることはできないという、原則bの共通認識に至っているものと考えられる。

ただし、かつて自律性に関する主張を行った国等のすべてが自説を全てこの考え方に収斂させたのかは明確ではなく、「重要な機能」をどのように扱うかに関する各国の主張には表6のような考え方が見られる。

表6 有意味な人的制御の理解の相違と主張国について

有意味な人的制御の理解	左主張をする国
有意味な人的制御のためには重要な機能を制御することが必要と考える立場	アルゼンチン、コスタリカ、グアテマラ、カザフスタン、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、シエラレオネ、パレスチナ、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、エルサルバドル、ペルー、CSKR、スペイン等
有意味な人的制御のための方法は一定の方法に限定されるべきでないとする立場	オーストラリア、ドイツ、フィンランド、ロシア等
有意味な人的制御に関する認識が上記のように明確に分類できない立場	EU、米国、イスラエル、イギリス、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス、フランス、中国、日本等

(出所) 各国の提出文書を元に筆者作成

²⁸ Chairperson of the Informal Meeting of Experts, *Report of the 2016 Informal Meeting of Experts on Lethal Autonomous Weapons Systems (LAWS)*, 2016, p. 6, para. 37, [https://docs-library.unoda.org/Convention on Certain Conventional Weapons - Informal Meeting of Experts \(2016\)/ReportLAWS 2016 AdvancedVersion](https://docs-library.unoda.org/Convention on Certain Conventional Weapons - Informal Meeting of Experts (2016)/ReportLAWS 2016 AdvancedVersion).

なお、有意味な人的制御のためには重要な機能を制御することが必要と考える立場は、重要な機能に対する制御がない限り、有意味な人的制御と見做さないことと同義であり、この中には重要な機能を必要条件と考える国等(重要な機能以外にも満たすべき条件があると見做す)、及び十分条件(重要な機能さえ満たせば有意味な人的制御下にあるものと見做す)と考える国が併存している可能性がある。

(3) 各立場の主張の比較及び考察

ア 有意味な人的制御のためには重要な機能を制御することが必要と考える立場と一定の方法に限定されるべきでないとする立場の比較

上記の立場の分類は、重要な機能に関する考え方が対立しているものの、重要な機能について必要、不必要という形に分かれるわけではない。

前者は当然に重要な機能を必要と考える立場にあるが、後者は重要な機能を全く不要としているわけではない。

そこでは、重要な機能、つまり目標選定から攻撃に至る一連の行為の中に存在する制御に代わって何らかの所要の制御がなされれば、それを有意味な人的制御と見做すものと考えられる。

つまりは、重要な機能自体に対する直接的な制御でなくとも、当該制御が重要な機能に影響を及ぼす限り、結果として重要な機能を果たしているのと同義になりうるとの認識をしているものと見られる。

ただし、有意味な人的制御に関する具体例、例えば自らの国内措置である所要の訓練の実施やドクトリンの策定等を有意味な人的制御の一例として挙げる国等についても、仮に直接的に重要な機能を制御しない場合において、何を代わりに行えば有意味な人的制御がなされているものと判断するのかを明示していない。

この点は、例えばドイツの「人的制御の必要性のレベルは、運用状況、及び兵器システムの特徴と機能によって異なる」²⁹ことや、ロシアの「制御

²⁹ Germany, *German commentary on “operationalizing all eleven guiding principles at a national level as requested by the chair of the 2020 Group of Governmental Experts (GGE) on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems (LAWS) within the Convention on Certain Conventional Weapons (CCW)*, Jun 24, 2020, pp. 2-3, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2020/07/20200626-Germany.pdf>.

の具体的な形式と方法は各国の裁量に委ねられるべきである」³⁰という認識に現れているように、仮に何らかの制御の規定を設けるにしても、兵器システム自体が同一の性能や機能を有しないため、現実的に一律な規定が不可能であるということが大きく影響しているものと考えられる。

イ 有意味な人的制御に関する認識が上記のように明確に分類できない国等に関する考察

前項の比較では、立場の相違こそあれ、重要な機能に対する言及がなされており、それぞれの思惑があることが確認できるが、有意味な人的制御に関する認識が明確に分類できない国等は、そもそも重要な機能という文言を用いて論を展開しないため、直接的にその認識を抽出することはできない。

ただし、このように分類された国も、AWS を用いるにあたり有意味な人的制御を含む何らかの人的制御が必要であるという認識は変わらず、むしろ重要な機能を何らかの手段で代替可能であると明言しない分、人的制御を一定の方法に限定されるべきでないとする立場の国等よりも重要な機能を必要と考える立場に近い可能性がある。

この立場の考え方を明らかにするには、重要な機能などのように明示された具体的な手段だけでなく、ライフサイクルのような概念的な考え方にまで考察する対象を広げることによって各国等の持つ認識が浮かび上がる可能性がある。

(ア) Guiding principles に見るライフサイクルの受容性のレベルに関する考察

原則 b と c の文言において、責任についてはライフサイクル全体が対象であるが、相互作用については様々な形態、段階という文言が用いられていることから、コンセンサスによる合意のために敢えて全体という文言を用いなかった可能性があることが推察される。

これは、有意味な人的制御の範囲が拡大すると、現実的に制御不能となる帰還不能点よりも先の時点、つまり現実的に制御することができない時点である、兵器が目標に着弾する瞬間までの間等が包含されてしまうため、そのことを以って場合によっては現用兵器すら有意味な人的制御下にないという扱いを受けることを危惧した可能性がある。

³⁰ Russia, *Considerations for the report of the Group of Governmental Experts of the High Contracting Parties to the Convention on Certain Conventional Weapons on emerging technologies in the area of Lethal Autonomous Weapons Systems on the outcomes of the work undertaken in 2017-2021*, Jun 2021, p. 3.

一方で責任に関するライフサイクルの範囲との比較については、責任がライフサイクルの影響する範囲全体にかかろうとも、有意な人的制御がなされている限りは少なくとも付随被害が生じても区別、比例、予防等の原則に違反しない前提において IHL の違反ということにはならず、既存兵器と何ら相違がないことになると思われる。

よって、有意な人的制御さえ受容可能な範囲に収めていれば、利害関係国(Stakeholder)としては責任が兵器のライフサイクル全体に及んでも受容可能であると考えることができよう。

(イ) ライフサイクルの「全体」及び「さまざま」という文言に関する考察

ライフサイクルの全体及びさまざまという文言の認識についても、国によって一定の理解をしているとは限らない。

例えばスウェーデンは「兵器システムのライフサイクル全体において人的制御を確保するための措置を検討する必要がある」とするが³¹、これは兵器のライフサイクル全体に対して人的制御を確保するにしても、ライフサイクル全体に対して相応の人的制御を常に維持するというわけではない。

また、「具体的な措置は状況に依存するとし、例としてシステムが目標とする種類、空間的及び時間的制限が重要な要因になる」と敢えて具体例を例示しているように³²、検討するのはライフサイクル全体であるが、絶対に譲れないと考える一部の事項に対して処置をすることで有意な人的制御を担保したものと考える国が存在する。

一方で、中国のように「AWS は高度な自律性を持つことができるが常に人的制御下にある必要があり、人的制御は、AWS が安全で、信用、信頼でき、管理しやすい方法で使用でき、人間によっていつでも停止でき、区別、比例、予防などの軍事作戦における IHL の基本原則を遵守できることを意味する」と³³、重要な機能という文言を用いないが「人間によっていつでも停止できる」というように、ライフサイクル全体に人的制御が必要で、かつ目標選定や攻撃に対する介入が維持されなければならないことを意図していると考えられる国もある。

³¹ Sweden, “CCW/GGE.1/2020/WP.7”, *Chairperson’s Summary, Sweden*, Apr 19, 2021, p. 83, para. 7.

³² *Ibid.*, p. 83, para. 7.

³³ China, *Working Paper of the People’s Republic of China on Lethal Autonomous Weapons Systems*, Jul, 2022, p. 3, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/07/Working-Paper-of-the-Peoples-Republic-of-China-on-Lethal-Autonomous-Weapons-Systems> .

この点、ライフサイクル全体に有意味な人的制御を求める国が、例えば重要な機能に対するものを含み、人間による監視及び介入という形での制御機能を持つ AWS が存在するとして、ライフサイクルのほんの一部に欠陥がある場合までを有意味な人的制御下にないと判断するのは断言できない。

しかし、「AWS の制御を行う」というこの問題の趣旨を鑑みれば、欠陥の程度にもよるが、上記を有意味な人的制御下にないと解するのは合理的でないと思われる。

一方でフランスのように、「兵器のライフサイクルの様々な段階で様々な形態を取り、実装される人間と機械の相互作用は、AWS の使用の可能性が、適用される国際法、特に IHL を遵守していることを確保する必要があり、兵器システムのライフサイクルの段階には、研究開発、試験、評価及び認証、採用、訓練、展開及び使用、使用後の評価、廃止がある」³⁴とするように、さまざまと言いつつも実態としては兵器のライフサイクル全体の段階に言及しつつ、様々な形態という文言を用いることによって、現実的にライフサイクル全体に有意味な人的制御が必要とされることを回避しているように見られる国もある。

これには、米国の「兵器システムのライフサイクル全体において人間と機械の相互作用を包括的に考慮する必要がある」³⁵という考え方も近いものがあると考えられる。

(4) 小 括

ここでは人的制御に関する各国の認識を整理し、ほとんどの国等が有意味な人的制御の必要性自体には共通の理解がありつつも、一体有意味な人的制御には何をすれば該当するのかに関する共通理解がないために意見の対立が解消しない状況にあることが確認された。

特に必要条件と十分条件に関する各国等の認識は提出文書からは明確にならない国が多く、どのようにすれば各国等の思惑が整理できるかを検討した結果、有意味な人的制御の具体的な手段としてどのようなものが主張

³⁴ France, *Draft elements on possible consensus recommendations in relation to the clarification, consideration and development of aspects of the normative and operational framework on emerging technologies in the area of lethal autonomous weapons systems*, Revised Chair's paper, Sep 20, 2021, p. 5, para. (3).

³⁵ United States of America, *U.S. Commentaries on Guiding principles*, p. 5, para. c.

されているかを抽出し、その中でも特に主張が強くなされている重要な機能に対する制御について主張の対立が見られたため、これを検討した。

検討に当たっては、重要な機能の要不要ではなくその代替の能否が問題とされていることが浮かび上がる一方で、有意味な人的制御に関する例示列挙をするものの、重要な機能という概念を用いないために立場が明確に分類ができない国等が多数あることが確認された。

よって、重要な機能のみに固執しても各国の有意味な人的制御に関する認識を分類することは不可能であると考えられたため、検討すべき対象を概念的な部分まで拡大することとし、有意味な人的制御が及ぶべき兵器のライフサイクルの範囲に関する検討を行った。

これは、「兵器のライフサイクル全体」には「重要な機能」が含まれると考えられるため、概念的な要素から具体的な手段を導くことができるという見立てによるものであった。

結果として兵器のライフサイクルに関する検討からは重要な機能に関する主張が不明確であった国の認識を明示するところまでは至らなかったが、一方で人的制御がライフサイクルの「全体」に及ぶべきか、必要な一部たる「さまざま」な部分に及ぶか、という考え方の違いの存在が確認できた。

これは、「ライフサイクル全体に人的制御を検討」した結果、「全体」又は「さまざま」な部分に「重要な機能」が必要という結論を得たことになる。

つまり、各国が「ライフサイクル全体に人的制御を検討」したとしても、「さまざま」な部分を制御の対象とすべきと主張する国も同時に存在する以上、全ての国が「重要な機能」に直接、人的制御を及ぼさねばならないと考えているとまでは言えない、ということが推論できる。

6 CCWの枠組みの中の最終的な規制の選択肢に関する認識の相違

3項で検討したとおり、Guiding principles 及び「規範的かつ運用上の枠組み」を策定することについて、各国から反対意見はない状況にあると考えられるが、それ以外の措置、具体的には最終的な選択肢については各国の認識に大きな差があることが確認できる。

この点GGEは2022年にも具体的な最終的な選択肢に関する議論を行ったようであるが³⁶、報告書案にはその結論及び各国等の最終的な選択肢に

³⁶ GGE, "CCW/GGE.1/2022/CRP.1/Rev.1" p. 3, para.17.

対する立場は記載がない。

よって、2022 年の GGE 報告書案における実施事項を参考に、新たな法的拘束力のある手段の必要性の有無を基準に各国の主張を分類し、最終的な選択肢に対する妥協の可能性を探る。

最終的な規制の選択肢に対する認識として、新たな法的拘束力のある手段を必要としないものと考えられる立場をとる国(以下「法規制不要派」という)には、大別すると、「既存の IHL が十分に有効であるため、新たな法的拘束力のある手段は必要ない」と考える国(以下「既存法尊重派」という)と、「既存の IHL の重要性に言及し、かつ政治的宣言を最終的な選択肢とすべき」と考える国(以下「政治的宣言派」という)があり、また新たな法的拘束力のある手段の追求を明示する立場(以下「法規制派」という)という立場をとる国等があることが表 7 のように確認できる。

表 7 法規制に関する各国の立場について

法規制不要派 (既存法で 規制)	既存法尊重派 (IHL で規制)	米国、イギリス、オーストラリア、カナダ、韓国、イスラエル、イタリア、ポーランド、ロシア等
	政治的宣言派 (IHL のほか、 政治的宣言で規 制)	オランダ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、日本等
法規制派 (IHL のほか、 新たな法で規制)		ICRC、NAM(ベネズエラ等)、CSKR、アルゼンチン、エクアドル、オーストリア、コスタリカ、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、シエラレオネ、ウルグアイ、グアテマラ、カザフスタン、ナイジェリア、パレスチナ、コスタリカ、ナイジェリア、ペルー、キューバ、バチカン市国、ブラジル、メキシコ、チリ、ポルトガル、中国等

(出所) 各国の提出文書を元に筆者作成

(1) Guiding principles 及び「規範的かつ運用上の枠組み」と、法的拘束力のある手段の交渉との関係に関する整理について

Guiding principles に関する考察と新たな法的拘束力のある手段に関する分類が出そろったため、ここでそれらを整理すると、その関係性は次のようになると思われる。

まず、Guiding principles は 2019 年に採択、承認されたとはいえ、その更なる精緻化の検討、及び「規範的かつ運用上の枠組み」の基礎として活用することとされており、GGE のマנדートでもあるから、それらの交渉に反対する国はないものと考えてよいと思われる³⁷。

このことは法規制不要派、特にロシアからすれば、仮に「規範的かつ運用上の枠組み」に関する交渉が法的拘束力のある手段に関する交渉の一部であるとするならば交渉自体が成立しないことになるから、それらは全くの別物と認識していると考えらるべきであろう。

法規制派からしても、「規範的かつ運用上の枠組み」に関する GGE の作業が行われている中で、例えば CSKR のように、法的拘束力のある手段に関する交渉を拒否する国を非難している状況があることからしても³⁸、現在行われている「規範的かつ運用上の枠組み」に関する交渉は法的拘束力のある手段に関する交渉と同一ではないと認識していることを意味していると考えられる。

ただし法規制派には、例えばベネズエラのように「Guiding principles に関する合意は、これらの兵器システムに関する国際的及び国内的な法規制の基礎として重要かつ有用である」としたり³⁹、フィリピンのように「Guiding principles は規範的かつ運用上の枠組みを具体化するための基礎を提供し、その採択は LAWS 等の禁止または規制を含む CCW に基づく法的拘束力の

³⁷ GGE, “CCW/GGE.1/2019/3”, *Report of the 2019 session of the Group of Governmental Experts on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems*, Sep 25, 2019, p. 7, para. IV-26(e), <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G19/285/69/PDF/G1928569.pdf?OpenElement> .

³⁸ CSKR, *Commentary for the Convention on Conventional Weapons Group of Governmental Experts on lethal autonomous weapons systems*, Jun 5, 2020, p. 5, https://www.stopkillerrobots.org/wp-content/uploads/2020/05/KRC_CommentaryCCW_5June2020-3.pdf .

³⁹ Venezuela, *Reflections by the Bolivarian Republic of Venezuela on emerging technologies in the area of lethal autonomous weapons systems (LAWS) and the mandate of the group of governmental experts(GGE)*, p. 2.

ある議定書を交渉するための根拠となる」と⁴⁰、Guiding principles の合意を新たな法的拘束力のある手段の交渉につながるとの認識をする国もある。

以上から Guiding principles 及び「規範的かつ運用上の枠組み」と最終的な選択肢の関係性は、Guiding principles 及び「規範的かつ運用上の枠組み」の解釈の細部に相違はあるものの、一定程度の共通認識下においてその交渉を行うことについて認識に相違はないものと考えられる。

一方で、それらが採択、承認されたとしても、最終的な選択肢に係る法的拘束力のある手段のための交渉の基礎として扱うべきかに関する認識は同一ではないと整理することができる。

(2) 最終的な選択肢の分類に関する整理

ア 各派として分類した国の中の共通点に関する考察

(ア) 法規制不要派

法規制不要派は、既存法尊重派と政治的宣言派に大別できる。

両者とも、新たな法的拘束力のある手段に依らずとも、法的な基盤として IHL が十分有効に機能しているという認識は同一であるが、具体的に LAWS をどのように規制するかにつき、一応の国際的な取極という地位にある政治的宣言によりこれを律するか、それとも既存の IHL に基づいた各国の国内法による措置で律するかという違いが生じているものと考えられる。

A 既存法尊重派

既存法尊重派の多くは、既存の IHL が十分な機能を果たしており、国内措置としても IHL や Guiding principles に適合する国内法を制定、運用しているので、新たな法的拘束力のある手段を採用しなければならない理由がないとする考え方をとる。

また、法規制派からは批判の対象となるが、LAWS の分野における新興技術が紛争などにおいて既存の兵器よりも戦闘被害、付随被害問わずに減少させることや、高い抗たん性による継戦能力の維持等、その軍事的利益を主張する傾向にある。

これらの国は、軍事的利益を追求しても、既存の IHL は LAWS を十分に規制できており、それに基づく区別、比例、予防原則等を遵守すること

⁴⁰ Philippines, *Commentary of the Republic of the Philippines on the Normative and Operational Framework in Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapon Systems*, Jun 2021, p. 1, paras. 4-5, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2021/06/Philippines-.pdf>.

ができる国内的な措置を策定し運用している以上、新たに法的拘束力のある手段により規制しなければならない兵器システムなど存在しないという理解になるものと考えられる。

一方で IHL が十分な有効性があるとするにも関わらず、米国等が 2022 年に国家実行に関する文書の共同提出をしていることや⁴¹、イギリス、オーストラリア、カナダ、ロシア等様々な国が自国の国家実行に関する情報共有をしていることを考えると、各国は自国の国家実行が、自国が IHL を遵守している根拠として十分に自信を持つと同時に、IHL に基づくだけでは事象ごとの解釈が同一とならない点に対する処置の必要性を認識しているものと考えられる。

そして、その国家実行が各国に共有され、昇華してベストプラクティス⁴²となることで一定の普遍性が確保されることは各国にとってメリットがあるため、この立場から国家実行の情報交換を推進するような提出文書が多数提出されているものと推察される。

ただし、ロシアはベストプラクティスという文言を用いつつもその交換に関する言及を行うのみで、その採択に関する言及をしていないことから、実態として国家実行の情報交換には積極的であっても、何らかの成果物としてのベストプラクティスの採択に応じない可能性も残る。

B 政治的宣言派

政治的宣言派は、CCW 内の異なる立場の間の架け橋を築くために⁴³、2017 年にドイツ及びフランスが提唱したことがその始まりであり、政治的宣言の策定の後、一連の政治的に拘束力のある規則を提供する行動規範 (Code of conduct) を作成することを提案した。

当該立場をとる国は年を経るごとに増加し、2022 年にドイツ及びフラン

⁴¹ Australia, Canada, Japan, the Republic of Korea, the United Kingdom, and the United States, *Principles and Good Practices on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems*, Mar 7, 2022, <https://www.disarm.emb-japan.go.jp/Final%20proposal%20-20laws%20principles%20and%20good%20practices%20-%20March%207%202022.pdf>.

⁴² 国家実行 (グッドプラクティス) の集積により各国の認識が統一された、最良の国家実行とでもいうべきものが該当すると考えられる。

このグッドプラクティスやベストプラクティスという文言は、提出された各種文書を確認する限り、議長から締約国まで、若干の意味合いの違いはあるものの、概ね上記のような理解にあることが確認できる。

⁴³ France, Germany, “CCW/GGE.1/2017/WP.4”, *For consideration by the Group of Governmental Experts on Lethal Autonomous Weapons Systems (LAWS)*, Nov 7, 2017, p. 1, para. 1 -3, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/335/40/PDF/G1733540.pdf?OpenElement>.

スをはじめとした共同文書において2段階アプローチを提示した⁴⁴。

ただし、政治的宣言により禁止すべき対象はFLAWS(Fully-LAWS)であって、規制すべき対象が一定の条件を満たさないLAWSであるとされていることは一目瞭然である。

なお、当該立場をとる国も、最終的な選択肢を政治的宣言とすることとは別に、国家実行の情報交換についても積極的な立場にあり、特にドイツ及びフランスはその共同提出文書において、兵器審査に関する信頼醸成措置として自発的な国家実行の情報交換の奨励に対して言及している⁴⁵。

他の共同提出国もドイツ、フランスの提案に賛同する以上、これに否定的な意見は持っていないものと考えられる。

我が国はこの政治的宣言派に同調する旨を主張しているが、米国の立場とも親和性がある点が認められる。

(イ) 法規制派

法規制派は、結論として法的拘束力のある手段を追求し、あくまで最終的な選択肢を譲歩しない姿勢においては一貫しているが、法的拘束力のある手段以外の選択肢にも価値を見出す国も存在している。

つまり、あくまで最終的な選択肢として法的拘束力のある手段を堅持する前提においてではあるが、最終的な選択肢以外の措置に関しての言及があることになる。

このことは前述のNAMやICRCが、法的拘束力のある手段の他にも政治的宣言やベストプラクティスが必要となる可能性について言及していることに現れている。

もっとも、法的拘束力のある手段を最終的な選択肢として堅持する以外に、政治的宣言やベストプラクティスを策定、採択するための前提条件に関する認識は統一されていない。

例えばCSKRのように政治的宣言や行動規範に先んじて法的拘束力のあ

⁴⁴ Finland, France, Germany, the Netherlands, Norway, Spain, and Sweden, *Working paper submitted by Finland, France, Germany, the Netherlands, Norway, Spain, and Sweden to the 2022 Chair of the Group of Governmental Experts (GGE) on emerging technologies in the area of lethal autonomous weapons systems (LAWS)*, Jul 13, 2022, p. 1, http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/ccw/2022/gge/documents/G7_July2022.pdf.

⁴⁵ France, Germany, *Franco-German contribution Outline for a normative and operational framework on emerging technologies in the area of LAWS*, Aug 2021, p. 4, para. 3, <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2021/08/France-and-Germany.pdf>.

る手段を策定するべきであるとの主張がある一方⁴⁶、先の NAM のように法的拘束力のある手段との先後について言及しない国もあり⁴⁷、一様な理解があるわけではない。

さらには、明示された記述があるわけではないが、政治的宣言やベストプラクティスに関する交渉が法的拘束力のある手段に関する交渉の一部であるとされた場合、ロシアのような強硬な法規制不要派からすれば、そもそも交渉にならないということになる。

この点、2018年にオーストリア、ブラジル及びチリが GGE に法的拘束力のある手段に関する交渉権限を付与するために、「2018年の CCW 締約国会議は、LAWS の重要な機能に対する有意味な人的制御を確保するための法的拘束力のある手段を交渉するために、無制限の GGE を設立することを決定した」という文言を提案した例がある⁴⁸。

しかし、2022年に至るまでこの文言が GGE に採用された形跡はないため、法的拘束力のある手段に関する交渉は現実に頓挫した状況にあるものと推察される。

一方で GGE には一定の国から国家実行に言及した文書が提出されており、情報交換自体は問題なく行われているため、国家実行の交換やベストプラクティスの採択は政治的宣言の策定とは異なったものと認識されているものと考えべきであろう。

イ 各立場として分類された国の共通点の整理

法規制派は、最終的な選択肢として法的拘束力のある手段を堅持する一方で、状況によっては政治的宣言の策定やベストプラクティスの採択に同意する可能性がある。

既存法尊重派は、新たな法的拘束力のある手段に関する交渉には応じず、国家実行の交換に積極的であるほか、場合によってはベストプラクティスの採択に同意する可能性がある。

政治的宣言派は、現状新たな法的拘束力のある手段を必要とせず、政治的宣言の策定を最終的な選択肢として堅持しており、一方で国家実行の情

⁴⁶ CSKR, *Commentary for the Convention on Conventional Weapons Group of Governmental Experts on lethal autonomous weapons systems*, p. 5.

⁴⁷ Venezuela, *Reflections by the Bolivarian Republic of Venezuela on emerging technologies in the area of lethal autonomous weapons systems (LAWS) and the mandate of the group of governmental experts (GGE)*, p. 2, para. 4.

⁴⁸ GGE, “CCW/GGE.1/2018/3”, *Report of the 2018 session of the Group of Governmental Experts on Emerging Technologies in the Area of Lethal Autonomous Weapons Systems*, Oct 23, 2018, p. 21, para.52, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G18/323/29/PDF/G1832329.pdf?OpenElement>.

報交換に積極的であるほか、ベストプラクティスの採択に応じる可能性がある。

(3) 小 括

ア 最終的な選択肢に関する交渉開始の可能性

CCWはコンセンサスが基本であるため、前述の共通点を検討してならんかの合意の可能性を導く必要がある。

前述の各立場の共通点に関する検討から、法規制派と法規制不要派はその文言どおり互いに相容れない状況にあり、最終的な選択肢に関して妥協する意思は互いのいかなる文書からも確認できない。

この点、法規制不要派の中の既存法尊重派と政治的宣言派を比較しても、例えば既存法尊重派のうちロシアは政治的宣言派が策定を企図する政治的宣言をも時期尚早として否定するため⁴⁹、仮に既存法尊重派の一部が政治的宣言派に同調してもコンセンサスは成立しない。

以上の理由から、各国が最終的な選択肢に固執する限り、法的拘束力のある手段に関する交渉は開始することはできないものと考えられる。

イ 最終的な選択肢以外に関する交渉開始の可能性

最終的な選択肢以外に何らかの合意が可能かについては、最終的な選択肢たる法的拘束力のある手段を策定する前段階のものとして、政治的宣言などの策定を行うことが考えられる。

しかし、現状法的拘束力のある手段の交渉開始が担保されない中で法規制派が政治的宣言の策定に賛同するとは考え難く、また政治的宣言の策定自体を拒否する国がある以上、既存法尊重派のすべての国が最終的かどうかに関わらず政治的宣言の交渉に賛同する可能性はない。

このような状況下ではあるが、各国の認識からは最終的な選択肢以外に関して交渉が開始できる可能性がある。

例えば国家実行の情報交換については、立場に関わらずこれを否定するような趣旨の文書は確認できず、現実に提出文書によって情報交換されており、GGEの報告書においてもその意義についての言及があるほか、あくまで最終的な選択肢と国家実行の情報交換は別物であるという各国の認識のもとで運用することが可能であるため、目指すべき最終的な選択肢の相

⁴⁹ Russia, *Considerations for the report of the Group of Governmental Experts of the High Contracting Parties to the Convention on Certain Conventional Weapons on emerging technologies in the area of Lethal Autonomous Weapons Systems on the outcomes of the work undertaken in 2017-2021*, p. 2.

違を理由に国家実行の情報交換を否定することもないものと考えられる。

以上から、各国の提示する国家実行の内容にもよるところが大きいものの、国家実行の情報交換の内容とそれが収斂されて昇華したベストプラクティスとがかけ離れるようなことは想定しがたいことから、ベストプラクティスの採択のための交渉開始には一縷の希望が見いだせる可能性がある。

7 その他考慮されるべき問題点等

(1) 自律性の問題

本稿では、少なくとも IHL が LAWS の分野に基づく新興技術を用いた兵器に完全に適用されるという前提のもと、責任や説明責任は結局のところ有意味な人的制御の確保に係るため、その程度こそが重要であるという論旨を展開した。

有意味な人的制御をいかなるものと定義すべきかについては前述のとおり多数の主張があるが、いずれにせよ、完全自律兵器には人的制御が及ばないことだけは各国とも認識しているものと考えられる。

しかし、完全自律とは言いつつも、いずれの段階からの自律をもって完全自律とするのかは明確でない。

これは例えば、目標選定から攻撃までに人間が関与しなくても、いずれの段階でも人間が監視しており攻撃を中止できることができる場合や、攻撃条件を入力しない限り AI が目標選定から攻撃を行わないものの、入力後は完全自律で攻撃を行うことができる場合、当該兵器が完全自律兵器として扱われることになるのか、というような形で結実する。

近年、LAWS はその「定義(Definition)」を確定することが難しいことから、LAWS の「特徴(Characterization)」を列挙することによりその姿をとらえる方向にシフトしつつあるのが現状であるように見受けられるが⁵⁰、2023年3月時点で各国のコンセンサスたる CCW 報告書にこれが明確に盛り込まれた形跡はない。

いずれにせよ、完全自律の定義を広げすぎると現行兵器までがそのカテゴリに含まれてしまう可能性があるため、禁止、制限の範囲には注意すべきであり、兵器の行動に人間の監視が及び、かつ攻撃の中止の介入が可

⁵⁰ GGE Chair, *Draft elements on possible consensus recommendations in relation to the clarification, consideration and development of aspects of the normative and operational framework on emerging technologies in the area of lethal autonomous weapons systems Revised Chair's paper*, Sep 20, 2021, p. 2, para.(1).

能であることが確保される限りは、そのような兵器は禁止されるべき完全自律兵器として扱うべきではない。

また、我が国は完全自律ではない LAWS(Particular LAWS:P-LAWS とかも)の開発を排除しておらず、その開発の可能性を捨てていない。

軍事的必要性を考慮すれば LAWS の重要性は明らかであり、現状国際法、特に IHL に違反していないことを理由づけることができることを念頭に置いて兵器開発を行うのがルールであるから、必要以上の自制は国益を損なうものとする。

一方で、致死性を持たない完全自律の AWS の問題もこれに絡むことになる。

この問題は、機械に人的制御が及ばないことに問題の根幹がある以上、LAWS かどうかに関わらず、人的制御下でない AWS は有意味な人的制御にない問題がある兵器と解釈せざるを得ないものと思われる。

(2) 致死性(Lethality)の問題

LAWS は AWS の一種であり、いかなる兵器も IHL で規律される前提であれば、その兵器が LAWS であるか AWS であるかには大きな違いはないといえることができると考えられる。

しかし、この致死性の問題は LAWS を語るに避けて通ることができない問題である。

前項では有意味な人的制御による適切な制御こそが研究、開発、使用等が禁止される LAWS の分水嶺となるという論旨を展開したが、致死性はそれ以前の問題にかかってくる。

具体的には、「機械が人間を殺害する」ことが許容されるかという倫理に係る、根源的な問題である。

現行の IHL の趣旨を鑑みれば、生じた紛争の是非はさておき、戦闘行為自体は許容されるため、一定の要件下で「人間が人間を殺害する」ことは違法ではない⁵¹。

翻って機械が人間を殺害することについては、次のような理解となる。

法規制不要派の主張からすれば倫理の問題は IHL でクリアされており、どのような兵器を用いても結局人間に帰責し、「人間が人間を殺害するために機械を用いている」ことにすぎないことになるから、機械を用いて人間を殺害しても、倫理の問題は生じない(人が殺害の意思をもって行為を行い、

⁵¹ 例えば、戦闘員資格を有する者が敵戦闘員を殺害する場合などが考えられる。

生ずる結果は変わらないから、要するに銃の引き金を引くか、機械の起動ボタンを押すかの違いでしかない。

LAWSが完全自律である場合、攻撃が禁止される民間人や降伏した者にLAWが相対した場合、これを攻撃対象と判断することを止める手段がない、という直接致死性とは関係ない、自律性の問題が生じるにすぎないことになる。

一方で法規制派の主張に基づいて現在のCCWにおける倫理の問題を考察すれば、ひとたび戦闘の経過に機械が介入すると、違法の扱いを受ける可能性を生じる。

自律性においても問題としたが、法規制派の主張の様に機械が直接的に人間を目標選定し攻撃することが違法であるとする、少なくとも攻撃側がLAWを起動した結果、機械が自律的に人間を目標に搜索、攻撃することは違法と評価されるであろう。

この場合において、LAWが人間の搭乗する兵器、たとえば戦車や航空機を撃破したり、小銃を持つ歩兵の小銃を攻撃すれば、理論上対物攻撃を行っているとはいいつつも、結果において人間を攻撃したのほとんど変わらないから、事実上人間を殺害するためにAWSが活動しているのとなんら変わらないことになるが、果たしてこれは「機械が人間を殺している」ことになるのか。

他にも完全自律でないLAWを用いて人間を殺害すること自体を禁止の対象としなければならないのか、ということ自体も問題ではあるが、AWSであろうがLAWであろうが人間を殺害することに用いることができる以上、致死性の問題は違法性を兵器の性質で判断するのではなく、使用規制の問題として考えるべきであろう。

加えて戦闘員であることを理由とする区別原則や、付随被害との比較較量による比例原則によって倫理的な問題を違法性阻却できるのであれば⁵²、使用規制の問題も大きく前進するであろう。

なお、致死性については特徴づけのカテゴリの一部として、GGE議長がCCW報告書において「IHL及びCCWの観点から、対人兵器と対物兵器

⁵² 比例原則は軍事的利益と民間人等の付随被害のバランスがとれていれば付随被害に対する違法性が阻却されるという趣旨のものであるが、区別原則では「機械が人間を殺害すること」が違法であるなら機械が戦闘員を殺害することを違法性阻却できないため、戦闘員を殺害することの利益と倫理の軽重を比例性の一例として考察した。

の区別は意味があるか」を検討する旨を示しているが⁵³、結論がいずれの方向に振れたのかは記載の上からは明確でない。

本稿の総括

1 特に重要と考えられるテーマごとの議論の現状及び問題点

(1) 原則 b (人間の責任)、c (有意味な人的制御)、d (説明責任) について

ア IHL による規制の十分性について

(ア) 現 状

責任及び説明責任については、AWS が IHL によって十分に規制されているかどうかという大きな問題を根底に、倫理的な問題や、AWS の特性による既存の IHL の弱体化等に関する認識の相違という問題が存在している状況にある。

(イ) 問題点

本件に関し、対立する主張に対して納得のいく回答がなされていないため、議論がかみ合っていない印象を受ける。

例えば IHL では規制が不十分という指摘に対し、IHL で十分規制がなされていると考える立場の国は、現行兵器と LAWS の使用につきいずれにおいても紛争当事者はその責任から逃れることができないことを理由として、LAWS は IHL によって十分な規制がなされているとする前提において、それに基づいた国内体制を構築している以上、国際的に見ても自国において LAWS は十分な規制下にあるという主張を展開している。

しかし、IHL では規制が不十分と考える立場からすれば、規制の不足した IHL を基にして国内体制の構築をしても、規制が不足している状況には変わらず、また LAWS を人間が常に制御可能であるという根拠も明確でないため、各種懸念を解消するに足る回答になっていない点に問題がある。

イ 倫理について

(ア) 現 状

LAWS の議論は、IHL での規制が不十分とする考えに基づく限り、IHL では規制しきれない部分に注目する必要がある、その最も大きな要素が倫理の問題として結実している。この点は GGE における議題として明確に

⁵³ GGE, “CCW/GGE.1/2019/3”, ANNEXIII, p. 11, para.2.

挙げられており、これは今後の議論においても避けて通ることのできない要素である。

(イ) 問題点

IHL では規制が不十分とする立場の国等は、IHL による覆域不足を理由として新たな法規制を設ける必要性を主張する一方で、IHL で規制が十分とする立場の国等は、IHL にはすでに倫理的考慮が組み込まれており、またマルテンス条項が存在することから、敢えて新たに規制を設けなければならない理由がないということになる。

しかしこの問題に関する主張は、特に IRL の重要性に言及する立場の国等において整理がなされていないように思われる。

それは、IRL と IHL の規定が整合しないことに関するもので、IHL の範囲内にある IRL の重要性を主張するのであれば特に議論は生じないであろうが、IHL の範囲を超えた IRL に規定される権利を主張する形になると問題が顕在化する。

例えば GGE に参加している NGO らは、機械が人間を殺害することを問題視し、特に恣意的に生命を奪われない権利の遵守を理由に人間を目標にする AWS の禁止を主張しているが、そのことと武力紛争等において生命権の侵害が許容されるのかという理屈の整合に関し、合理的な説明ができていない。

仮に生命権の侵害に関し IHL、特に区別、比例原則等により違法性が阻却されるとするのであれば理論的な矛盾は生じないが、NGO らは生命権を絶対と主張する以上、IHL を根拠にその侵害を許容すると主張に矛盾が生じることになる。

この問題は、人間が人間を殺害することが必ず非倫理的とされるのであれば、行動主体が何であれそもそも人間を殺害すること自体が禁止されるべきということになろう。

この点、機械が人間を殺害することを非難する側は、IHL の解釈の都合の良い部分のみを掻い摘んで用いるのではなく、IRL の考え方と矛盾が生じていないかを整理した上、殺害を行う主体が人間または機械であることの違いを評価し、なぜ機械だけが人間を殺害することが禁止されるのか(またはなぜ人間が人間を殺害することが許容されるのか)を説明する必要がある。

(2) 最終的な選択肢について

ア 現状

Guiding principles 自体に対する認識及び最終的な選択肢に関する検討においては、各国ごと Guiding principles の存在意義自体に対する認識に相違があり、そこに起因して派生する先の措置である最終的な選択肢としていずれの措置を選択するか、につき大きな隔たりが生じていることが判明した。

最終的な選択肢に関する各立場の主張を検討する限りは、互いに相容れない部分が存在することが明らかであるため、CCWにおける決定がコンセンサスによることを考えると、各国が自らの主張に固執する限り、最終的な選択肢に関する交渉を開始すること自体が困難である。

イ 問題点

上記から、このまま各立場にある国等が強硬な主張を継続すると、CCWにおける交渉が決裂した時点で好むと好まざるとに関わらず法規制不要派の主張が実現することとなる。

この場合、交渉決裂後に法規制派が有志国を募って CCW の枠組み外における条約を策定したところで、CCWの交渉の決裂に起因して IHL によって LAWS の規制がなされるものと判断した直接の利害関係者となり得る国がそのような条約に加入するはずもなく、仮に発効しても全く実効性のない条約になるものと推察される。

中にはこのような直接の利害関係者となり得る国を除いた枠組み外の条約を締結することにも意味があるとし、その根拠を有志国らによる国際世論の形成による圧力が実態として当該利害関係国を拘束するというような考え方もあるかもしれない。

しかし、何らかの規制の採択の可能性を放棄してまでそのような圧力を加えることに得るべき利益が到底あるとは考えられない。

少なくとも、そのような状況を生起させることと比較すれば、妥結が可能な程度において普遍性を確保する何らかの成果を得ること、仮に文書化できなくとも国家実行の情報交換等の何らかの形で一定程度の普遍性を持った規制が存在する状況に至ることにこそ国際的にも人類的にも利益があるから、それこそが今後目指すべき現実的かつ実際的な到達点になるのではないかと思われる。

2 おわりに

最終的な選択肢に関する各立場の主張を検討する限りは、互いに相容れない部分が存在することが明らかであるため、CCWにおける決定がコンセンサスによることを考えると、各国が自らの主張に固執する限り、最終的な選択肢に関する交渉を開始すること自体が困難である。

現状、まとまる可能性のあるものは、①Guiding principlesの精緻化、②規範的かつ運用上の枠組みの策定、③国家実行の交換であり、④ベストプラクティスの策定は、これに唯一反対を明示するロシアが同意すれば、成立の可能性がある。

このような状況ではあるが、今後は期限を設けることなく⁵⁴、LAWSに関する議論を継続していくことが示されているため、今後もこのような前提のもと、議論が継続していくことになるものと思われる。

⁵⁴ GGE, "CCW/GGE.1/2022/CRP.1/Rev.1", p. 1, para. 1. GGEにおいてはOpen-endと表現されている。